本号で公布された法令のあらまし

◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（法律第七八号）（環境省）

1　瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念の新設

㈠　瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならないこととした。（第二条の二第一項関係）

㈡　瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されることとした。（第二条の二第二項関係）

㈢　瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によってこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならないこととした。（第二条の二第三項関係）

2　基本計画の記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化

㈠　政府は、1の基本理念にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

3　府県計画の策定時における協議会の意見聴取等

関係府県知事は、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下「府県計画」という。）を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるようにするため、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずることとした。（第四条第二項関係）

4　国による地方公共団体に対する援助

国は、地方公共団体による基本計画及び府県計画の達成に必要な措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めることとした。（第四条の二第二項関係）

5　自然海浜保全地区の指定

関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにすることとした。（第一二条の七第一号関係）

6　漂流ごみ等の除去等

国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるように努めることとした。（第一六条の二関係）

7　貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発等

政府は、速やかに、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとした。（第一八条関係）

8　生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等

国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるように努めることとした。（第一九条の二関係）

9　水産動植物の繁殖地の保護及び整備等

国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるように努めることとした。（第一九条の三関係）

10　瀬戸内海の環境の調査

環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果を瀬戸内海環境保全特別措置法の適正な運用に活用することとした。（第一九条の四関係）

11　施行期日、検討等

㈠　政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

㈡　政府は、㈠のほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律により改正した瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

㈢　その他所要の規定の整備を行うこととした。

㈣　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三五四号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（本則関係）

㈠　二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

㈡　三・四―ジクロロ―N―｛二―（ジメチルアミノ）シクロヘキシル｝メチル）ベンズアミド及びその塩類

㈢　二―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

㈣　二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（政令第三五五号）（警察庁）

国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二六年法律第一二四号）の施行期日は、平成二七年一〇月五日とすることとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（政令第三五六号）（警察庁）

1　国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等

㈠　国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととし